



# スマホ

で簡単に

24時間  
365日  
どこでも!

## 税金・水道料・各種使用料が支払えます!

【利用可能なスマートフォン決済アプリ】

PayPay、PayB、LINE Pay 請求書支払い

【利用開始時期】

令和3年4月～

【対象税目等】

町民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金・下水道使用料、町営住宅使用料、保育料、社会体育施設使用料、中央公民館使用料

※コンビニ等収納用バーコードが印字された町税等の納付書で納付書の金額が30万円以下のものに限りです。



届いた納付書にあるバーコードをお持ちの電子決済アプリで読み取ってください。

【利用方法】

お使いになるアプリをダウンロードし、各設定、チャージ後にバーコードの読み取りを行ってください。

※設定方法等、詳しくは各アプリの公式ホームページをご覧ください。

【スマホ決済利用上の注意】

▼領収書が発行されません。※町が納付確認できるまで日数（最大2週間）がかかるためご注意ください。

◎納税証明書が必要な方は

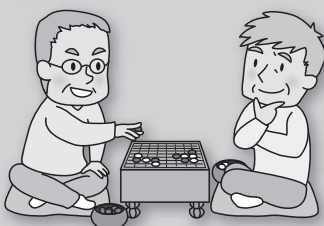
○軽自動車の車検のためにすぐに納税証明書が必要な方は、スマホ決済はご利用せずに、納付書裏面に記載の納付場所の窓口で納めてください。

○納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、スマホ決済はご利用せずに、納付書裏面に記載の納付場所の窓口で納付していただき、税務出納課に領収書を提示の上、納税証明書を申請してください。

- 手数料はかかりません。ただし、通信料は利用者の負担となります。
- コンビニ等取扱期限が過ぎたもの、バーコードの印字がされていないものはご利用いただけません。
- 納付後にアプリから取り消しはできませんので、重複納付にご注意ください。
- クレジットカードでの納付はできません。

【問い合わせ】 ●税・保険料関係：税務出納課収納係 ☎ 85-6106 / ●水道関係：上下水道課業務係 ☎ 85-6137 /  
●町営住宅使用料関係：建設課管理係 ☎ 85-6140 / ●保育料関係：健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212 / ●社会体育施設使用料関係：教育委員会生涯スポーツ係 ☎ 88-7175 / ●中央公民館使用料関係：教育委員会中央公民館庶務係 ☎ 85-6146

打ちたい所へのびのびと。



【Bリーグ】

第1位	向田	宏男	初段(白鷹)
第2位	高山	正宏	四段(白鷹)
第3位	金子	勤	三段(川西)
第4位	村上	辰雄	三段(白鷹)
第5位	須貝	英伍	三段(南陽)

【Aリーグ】

第1位	片倉	勝昭	五段(川西)
第2位	小松田	敏郎	六段(長井)
第3位	加藤	泰浩	七段(高島)
第4位	船山	嘉美	九段(白鷹)
第5位	佐藤	健	六段(長井)

第30回 白鷹本因坊戦  
期日/令和3年3月5日(金)  
場所/荒砥地区コミュニティセンター

## 各種大会の結果

# 国民年金保険料は納期限まで納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、万が一障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられています。町民課戸籍年金係へご相談ください。

## ◆令和3年度の学生納付特例制度の変更点について

学生納付特例制度は、前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

令和3年度から、本人の前年所得の計算が以下のとおり変更になります。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

### 【所得の目安】

**128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)**

## ◆予約でスムーズ！年金相談は予約が便利です

米沢年金事務所では、ご自身の年金請求手続きや年金額に関する相談、ご家族が亡くなられた際の手続きについて、待ち時間なくスムーズにお手続きいただけるよう事前のご予約をお願いしております。

ぜひご予約の上、年金事務所へ来所されますようお願いいたします。

『日本年金機構 予約受付専用電話』 ☎ 0570-05-4890  
(受付時間：月～金（平日） 8:30～17:15)

※ご連絡の際は、「基礎年金番号」のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

## ◆公的年金制度等の所得要件判定時にひとり親控除が適用となります

令和2年地方税法改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置として「ひとり親控除」が創設されました。それに伴い、地方税法の所得控除を加味して所得要件を判定する公的年金制度等においても、「ひとり親控除（35万円）」を適用することとなります。

「ひとり親控除」は現に婚姻していないまたは配偶者が生死不明などの方で次の①～③すべてに当てはまる方に適用されます。

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいること
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

### 【対象制度】

ひとり親控除が適用される対象制度は以下のとおりです。詳しくは、町民課戸籍年金係にお問い合わせください。

対象制度	最初の切替月
国民年金保険料学生納付特例	令和3年4月
国民年金保険料の一部免除	令和3年7月
国民年金保険料の滞納処分等に係る財務大臣への権限委任	
老齢福祉年金の支給停止	令和3年8月
20歳前障害基礎年金の支給停止	令和3年10月
特別障害給付金の支給制限	
年金生活者支援給付金（障害・遺族）の支給要件	

### 日本年金機構 米沢年金事務所 「移動年金相談日」（予約制）

4月28日（水）	長井市・長井市役所
6月16日（水）	白鷹町・中央公民館
7月28日（水）	長井市・長井市役所
9月15日（水）	白鷹町・中央公民館
10月20日（水）	長井市・長井市役所
12月15日（水）	白鷹町・中央公民館
1月26日（水）	長井市・長井市役所
3月16日（水）	白鷹町・中央公民館

◆予約時間  
9時30分～14時  
長井市役所  
白鷹町中央公民館